

青木 博子

公 明

個 人

十

(質問の事項及び要旨)

一 住みたくなるまち「北区」のために

(一) 多様性を尊重した同性パートナーシップについて

ア、同性パートナーシップ制度の制定、職員への研修、住民への啓発、各種計画などに性的指向・性自認などを言及する文書化について

【要旨】

パートナーシップ制度は現在7自治体で実施され、また、いくつかの自治体で実施が予定されている。日本では性的少数者の理解が十分に浸透していないなか、制度を作ることで性的少数者への理解を促進させる動きがある。人権侵害を抑制し、誰一人置き去りにしない社会を築くために、同性パートナーシップ制度の制定と、職員への研修、住民への啓発、各種計画などに性的指向・性自認などを言及する文書化が必要だと思いが、区の見解は。

青木 博子

公 明

個 人

十

一(一)ア

はじめに、住みたくなる街「北区」のための
の質問に、順次お答えいたします。

まず、多様性を尊重したパートナーシップ制度の
制定についてです。

これまで区では、誰もが個を認め合える
多様性社会の実現のためには、

LGBT(えるじーびーてい)等を含め、多様性を尊重する
人権意識の醸成が重要であるとの認識のもと、
啓発事業に取り組んでまいりました。

今後も、多様性を尊重した地域社会の実現に向け、
着実な意識啓発が必要であると考えますので、
啓発講座や職員研修を継続して実施してまいります。
制度の導入については、

先行する自治体の状況を参考にしながら、
今後の検討課題とさせていただきます。

(後頁へ続く)

(答 弁 案)

教育長答弁

子ども未来部男女いきいき推進課 総務部職員課

青木 博子

公 明

個 人

十

(前頁から続く)

基本計画等各種計画における、

性的指向・性自認などの言及については、

計画立案段階において十分に配慮するよう

努めてまいります。

青木 博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

一 住みたくなる街「北区」のために

(一) 多様性を尊重した同性パートナーシップ制度について

イ 自分自身の中の揺れ動く性に戸惑う生徒へのサポートについて

【要旨】

自分自身の中の揺れ動く性に戸惑う

生徒に対する学校でのサポートについての見解を伺う。

青木 博子

公明

個人

十

一(一)イ

次に、自分自身の中の

揺れ動く性に戸惑う生徒に対する

学校のサポートについてお答えします。

生徒の「性的指向」や「性自認」については、

教職員が人権意識をもち、正しく理解したうえで、

悩みや不安を抱える生徒の

よき理解者になることが重要と考えます。

各学校においては、

当事者の気持ちを尊重し、

個別の事情に配慮しつつ

相談体制をはじめ

学校全体で取り組む環境整備を進めるなど、

生徒が、自分らしく自己肯定感をもって

学校生活を送ることができるよう

きめ細かなサポートの実現に努めてまいります。

青木 博子

公 明

個 人

十

(質問の事項及び要旨)

一 住みたくなるまち「北区」のために

(一) 多様性を尊重した同性パートナーシップ制度
について

ウ、男女共同参画と多文化共生を推進する専管
組織の設置について

【要旨】

男女いきいき推進課のあり方について。

第五次男女共同参画行動計画の見直しにおいて、多様性を尊重した人権意識の啓発と文言化されたが、男女共同参画と多文化共生の取り組みは多様性の尊重という部分で方針が重なる。男女共同参画と多文化共生を推進する専管組織の設置について検討すべきと思う
がいかがか。

青木 博子

公 明

個 人

十

一(一)ウ

次に、男女共同参画と多文化共生を推進する
専管組織の設置検討についてお答えします。

多様性を尊重した人権意識の醸成については、
これまで区長部局と教育委員会とが協力・連携し、
理解促進や意識啓発に取り組んできました。

東京二〇二〇(にーぜろ にーぜろ)オリンピック・
パラリンピック競技大会を二年後に控え、
今後も多様性を受容し、
誰もが個を認め合える地域社会の実現に向けた
さらなる取組みが求められていると認識しています。

ご提案いただきました専管組織の設置など、
組織のあり方については、
時代や区民ニーズの変化を踏まえながら、
他自治体での状況も参考に検討してまいります。

青木博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

- 一 住みたくなる街「北区」のために
- (二) 地域力活性化について
 - ア 町会自治会の会則など円滑な運営のサポートについて

【要旨】

北区の人口が三十五万人を超え、多様な考え方や意見が増えてくる。

町会・自治会が多角化する要望やクレームに対応出来るよう、また、新たな担い手の発掘に一層の支援を求める。

青木博子

公 明

個 人

十

一 (二) ア

次に、地域の力を活性化するための

町会・自治会運営のサポートと、

新たな担い手発掘の支援についてお答えします。

これまで、町会・自治会のノウハウの継承を目的に、

北区町会自治会連合会と協力して

「町会・自治会運営マニュアル」を作成し、

数年ごとに改訂を行ってきました。

来年度の改訂にあたっては、

外国人住民への対応など新たな問題に

対応できるよう、検討を行ってまいります。

町会・自治会が規約改正でお困りのときは、

ご相談に乗るようサポートしてまいります。

また、町会・自治会の次世代を担う方や、

これまで地域への関わりが比較的少ない方たちが

主体的に地域活動にかかわるきっかけとなるよう、

(後頁へ続く)

青木博子

公 明

個 人

十

(前頁から続く)

「地域の担い手育成研修」を、

王子・赤羽・滝野川の各地区で開催しております。

「十年後の町会・自治会のためにいまできること」と

をテーマに、加入促進の取り組みや退会者対策、

情報発信力の向上などについて

実施してまいりました。

今後も町会・自治会の運営が円滑となるよう、

支援を行ってまいります。

青木 博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

一 住みたくなる街「北区」のために

(二) 地域力活性化について

イ 大学生ボランティア活動のコーディネートボランティアが担うことができないか。

【要旨】志茂地域では、学生寮やワンルームマンションの建設により、若い人の入居が予想される。

若い人が居住することで地域が元気になり、互いがプラス思考になるよう働きかけが必要である。

大学では、教育課程外の地域貢献を単位認定したり、自主的に行う活動を支援している。

新住民である大学生に、町会・自治会などでボランティア活動を通し、地域の課題解決の一翼を担う仕組みや自治会と大学をつなぐ役割をボランティアが担うことができないか。

青木博子

公明

個人

十

一(二)イ

次に、大学生の地域活動に対する支援です。

区では、地域で活躍するための場、

きっかけをつくるための情報提供や支援を行うために

NPO(エヌピーオー)ボランティアぷらざを設置し、

豊かなまちづくりに取り組んでいます。

NPO(エヌピーオー)法人

東京都北区市民活動推進機構では、

ボランティア活動の促進のために、

近隣大学や中学校・高校などに

「やってみよう!ボランティア」という冊子を

お送りしています。

この冊子は、区内でボランティアを募集している

団体の一覧となっています。

なお、冊子に掲載されていない地域のイベント

などに学生の参加を依頼する場合は、

(後頁へ続く)

青 木 博 子

公 明

個 人

十

(前頁から続く)

随時相談を受け付けており、情報発信も行っています。

引き続き、地域活性化や課題解決のために

積極的にボランティアの養成を行い

コーディネートを実施してまいります。

青木 博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

一 住みたくなる街「北区」のために

(三) コミュニティバスについて

ア、実証実験や調査をどのように行うのか伺う

【要旨】

平成二十年に現在の王子・駒込、田端のルートがモデル運行されてから十年。この間、区内各地域からコミュニティバスの要望が多く、公明党議員団で行っている区政要望懇談会でも、町会自治会連合会から新規路線導入について毎年のように要望がある。今年度、コミュニティバス路線検討が行われる。誰がどのような目的で、どこからどこへ乗車するのか、実証実験や調査をどのように行うのか伺う。

青木 博子

公 明

個 人

十

一 (三) ア

次に、コミュニティバスについてお答えします。

はじめに、実証実験や調査についてです。

北区のコミュニティバスは、平成二十二年度より、

王子・駒込ルート、田端循環ルートの

二路線で本格運行を開始しておりますが、

バス事業者との運行に関する協定期間は、

十年間の平成三十一年度までとなっております。

このため、区では、本年度の展開方針 策定調査において、

実証実験は実施いたしません。

既存路線についての利用や運行の実態を精査するため、

道路ネットワークの整備状況などを考慮しつつ、

利用者の皆さまの声を伺い、

必要な改善策を検討し、

次期に向けた運行形態等(とう)について検証を行います。

青木 博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

一 住みたくなる街「北区」のために

(三) コミュニティバスについて

イ、住民ニーズに合った交通手段を速やかに導入していただきたい

【要旨】

港区では、坂道が多く道路幅が狭い白金地域で交通不便解消を目的に、公共相乗りタクシーの実証実験を三か月間行う。利用者は登録制で七十歳以上の高齢者やタクシー券を支給されていない障がい者、妊産婦で、モニター百組を募集。北区では、計画道路など道路整備が整った段階で路線検討を、などの説明だが、整備された道路にはバス事業が営業可能。タクシーを拾えない道幅の狭い地域の高齢者がバス路線までいくことが困難。既存のコミュニティバスにとらわれることなく、様々な手法を検討し、住民ニーズに合った交通手段を速やかに導入されたい。

青木 博子

公明

個人

十

一 (三) イ

次に、住民ニーズに合った交通手段の導入についてです。

ご案内の港区相乗りタクシーの実証実験は、コミュニティバスの運行が難しい地域を対象にスマートフォンを活用して、配車を手配する実験とのことです。

区が本年度実施する展開方針策定調査では、バス事業者に加えて、ハイヤー・タクシー協会にもヒアリングを行いますので、港区の実証実験も参考に、様々な交通手段の可能性を検討いたします。

青木 博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

一 住みたくなる街「北区」のために

(三) コミュニティバスについて

ウ、民間運行の送迎車両に協力いただき、高齢者等の新たな移動手段も検討すべき

【要旨】

病院や介護施設など民間が運行している形態なども参考にしてはいかかがか。自家用白ナンバーで無償運行、道路運送法の規制対象外。市区町村による無償の住民輸送、第一庁舎と滝野川分庁舎の送迎バスと同じ。

ある病院の送迎バスは、赤羽と浮間の間を走り、午前八時三十分から午後二時まで、三十分間隔で十便。一応のバス停目安はあるが、運行ルートで手を上げて運転手に合図をすれば、乗り降り自由。

このような民間運行の送迎車両に協力いただき、高齢者等の新たな移動手段も検討すべきではないか。

青木 博子

公 明

個 人

十

一 (三) ウ

次に、民間運行の送迎車両による
移動手段についてです。

旅客自動車運送事業は、道路運送法で、

他人の需要に応じ、有償で、

自動車を使用して旅客を運送する

事業として定義され、様々な規制を設けています。

無償での運送は、

利用者負担による公共交通事業とは、

異なる事業展開となりますので、

まずは、本年度の調査において、

民間運行の送迎車両の事例について、

調査・研究してまいります。

青木博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

二 受動喫煙防止対策について

(一) 受動喫煙防止対策を推進する専管部署の
設置について

【要旨】

区で受動喫煙対策に関わる所管は、総務部、地域振興部、生活環境部、健康福祉部、保健所、教育振興部、子ども未来部など多くの部署にまたがっている。受動喫煙防止対策を短期間で協力に推進していける専管部署を設ける必要があると思うが、区の見解を問う。

青 木 博 子

公 明

個 人

十

二(一)

次に、受動喫煙防止対策についてのご質問にお答えします。

はじめに、受動喫煙防止対策を推進する専管部署の設置についてです。

区では、健康増進法に基づき、受動喫煙を防止するため、禁煙・分煙化基準を定め、区立施設は原則屋内禁煙とするとともに児童遊園の灰皿の撤去、禁煙外来治療費の助成や禁煙講演会の開催など関係各課において取り組みを行ってきました。

これまでの受動喫煙対策は、現行の健康増進法では、努力義務でありましたが、現在審議が行われている法改正案では、罰則規定を設けていることや都条例案では、さらに上乘せ基準が盛り込まれるなど

(後頁へ続く)

青 木 博 子

公 明

個 人

十

(前頁から続く)

実効性の高い、執行体制の構築が求められています。
このような国や東京都の動向を踏まえ、
受動喫煙防止対策の推進体制について
検討してまいります。

青木 博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

二 受動喫煙防止対策について

(一) 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」
について

【要旨】

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」
においては、

受動喫煙の有害性等の知識の普及啓発
教育の推進に必要な施策を講ずる、とある。

条例について、

保護者や子育て関係機関への周知、
児童・生徒への禁煙教育など
一層の取り組みが必要である。
本区の取組について伺う。

青木 博子

公明

個人

十

二(二)

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」
にかんする質問についてお答えします。

受動喫煙も含め、

喫煙の有害性については、

小学校体育科の保健領域と

中学校保健体育科の保健分野において学習しています。

また、中学生による

小学校での喫煙防止教室の実施など、

小中連携の取り組みも行われています。

今後は、授業や喫煙防止教室において、

条例の趣旨を踏まえた内容を扱うよう、

校長会等で周知してまいります。

保護者や子育て関係機関への周知につきましては、

東京都のチラシの配布や、

広報誌「くおん」への掲載などを行ってまいります。

青木博子

公明

個人

十

(質問の事項及び要旨)

三 学校施設等の利用について

(一) 地区体育館以外の区立小中学校の体育館の貸出し方法、利用料金・鍵の開閉等の施設管理はどのようなになっているのか。

(二) 施設開放管理業務委託導入校の休日・夜間の施設等の管理方法はどのようなになっているか。

(三) 学校施設等の活用・開放推進のための管理のあり方について、教育長の見解を求める。

【要旨】

スポーツ等の活動場所の確保が課題となる中、学校体育館等の利用が増加しており、教育に支障のない範囲で学校施設の開放を行うべきである。一方で、不公平感のある利用につき改善を求める意見も出ている。

また、学校体育館等の利用調整や管理についての副校長等の負担が大きく、適正な利用に繋がっていない。学校施設の管理を業務委託等に行うことで、更なる有効活用と教職員の負担軽減に繋がる。

青木博子

公明

個人

十

三 (一) (二) (三)

私からは、学校施設等の利用にかんするご質問についてお答えいたします。

はじめに、地区体育館に指定されていない

区立小中学校の、体育館等の貸出しにつきましては、予め利用者が学校長と利用日程等を調整したうえで、使用申請書を教育委員会に提出し、

教育委員会から使用承認書の交付を受け、必要に応じて東京都北区立学校設備等使用条例の規定に基づき、利用料金を徴収しております。

また、鍵の開け閉め等の

学校施設の管理につきましては、

原則として学校が管理するものでありますが、

校舎から独立している体育館の鍵の開け閉めを

地域における利用団体をお願いしている例もあります。

【次頁に続く】

青木博子	公明	個人	十
------	----	----	---

【前頁から続く】

次に、施設開放管理業務委託を導入している学校の施錠などの管理方法につきましましては、夜間・休日ともに、施設の開放の開始時間から終了時間まで、

委託事業者が施錠を含めた管理を行っております。

次に、学校施設等の活用・開放をさらに進めるための管理のあり方についてです。

現在、学校の働き方改革をすすめるなかで、

副校長をはじめとする教職員の負担軽減を図りながら、学校施設の開放を推進するための様々な手法を検討しております。

施設開放管理の業務委託につきましましては、

改築校や用務主事の退職した学校などから導入し、学校教職員の負担軽減を図っており、今後とも順次、導入を進めてまいります。

【次頁に続く】

青木博子	公明	個人	十
------	----	----	---

【前頁から続く】

昨年度、東京都北区立学校設備等使用条例及び同条例施行規則を改正し、

学校設備利用について、一定の整理を行いました。

引き続き、本年度につきましても

学校設備利用に関する事業について精査するなかで、

必要に応じて事業の整理や見直しを行い、

公平で利用しやすい仕組みづくりに努め、

地域住民やスポーツ団体、文化・芸術の活動拠点として

有効な資源である学校設備の利用を

一層推進してまいります。